

<地域の学校共同体づくり>

私たちは、21世紀はもう教職員がその専門性だけにすがって学校は立ち行かなくなってきたと感じています。いまの学校では、教職員の負担感は言葉に表せないほどずっしりと重くのしかかっています。その課題は、もう一人で背負い込む時代ではありません。その責任は、学校教職員だけでなく子どもや保護者、市民とも分かち合う時代に入っていると思われまます。

“誰かが決めて責任を負う”のではなく、“みんなで決めてみんなで責任を負う”こと。“学校にとっていいことは、子どもでも、親でも誰が言ってもいいこと。”そんな地域の学校共同体を作っていくことなくしては、学校はもう立ち行かなくなるのではないのでしょうか。保護者や市民、子どもたちの立場から言えば、単に、自分たちの不満を学校にぶつけるような“お客様”ではなく、互いに学校を良くしていく“共同経営者的立場”で学校の将来を考えることにほかなりません。

<学校と子ども・保護者・地域住民の参加の課題>

学校での参加をさらに進め、発展させていくためには、一方では、幼稚園・小学校など幼児・児童期の子ども参加と保護者の「代理参加」の行使の調整、中学校・高校段階の生徒の直接参加の拡大・保護者参加との調整など子どもの年齢ごとの参加のあり方の検討が必要です。

他方、参加領域としても、

(1) 教育課程、教科書・教材、学校行事など教育活動の内容についてこれを一層充実させていくための子ども・保護者参加、

(2) 学校を、安心と自由、人間の尊厳が守られる居場所として一層充実させるための学校生活上の子ども参加、

(3) 教職員・保護者・子どもたち三者のパートナーシップのもとで、21世紀の豊かな学校づくりを進めていくための、組織・運営上の子ども・保護者参加、

(4) 地域の文化センターとして、学校と地域との連携、相互協力をすすめるために欠かせない子ども・保護者・地域住民参加、など、多岐にわたります。

<学校運営への参加と討議の課題>

私たちは、これまで学校運営への子ども・保護者・地域住民の参加について優先的に検討を進めてきました。以下の提案は、今後とも検討していく中間報告的な案にとどまりますが、学校関係者からの意向をふまえつつ、必要な範囲内で条例案に盛り込みたいと考えています。これは行政区・中学校区において、学校・家庭・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習のネットワークづくりと教育への市民参加システムづくりを行い、地域における教育力の向上をめざすとした「地域教育会議」の取組をもとに、発展させていくことが必要です。学校関係の子どもたち、教職員、保護者の方々、広く市民の方々からのご意見をお寄せ下さい。

a 教職員、子ども、保護者、地域住民の合議機関の創設

子ども、保護者、地域住民の参加の権利をふまえ、児童会・生徒会などの子ども代表、保護者代表、地域住民代表、教職員代表からなる合議機関を検討します。この機関は一律的に設けるものではなく、地域、学校の実情に即して自発的に設けられ、その学校としての独特の仕組みをもつものとして考えていきたいと思ひます。

b 学校の説明責任（アカウンタビリティ）

前述のとおり、子ども委員からは「マラソン大会」の議論のなかで、学校としての説明の意義と必要性が確認されてきました。今後は、地域や保護者の信頼や支援がなければ学校も立ち行きません。「いちいち説明する必要はない」、「子どもや親の意見は聞かなくてもわかる」といった閉鎖的な教育専門性はこの時代に通用しなくなってきました。なにより子どもや保護者、地域との信頼関係を創っていくために学校（活動・運営等）情報の公開は必須条件になっているといえます。昨年9月に公表された中教審答申などもふまえて、学校側の説明責任の原則を明記していくことを検討する予定です。

なお、この説明は、子ども参加の視点にたった場合、事後説明だけでなく、事前説明を重視し、とくに学校における意思決定関係の情報への子ども、保護者のアクセス⁶の確保をはかることを念頭に置いて検討していく必要があるでしょう。

c 生徒の個人情報開示制度の改善

私たちは、学校運営への子ども・保護者の参加、意見表明とかかわり、情報の自由、公開、開示の仕組みをさらに充実させていくことが大切であると考えています。それは前述の合議機関を作っていく第一歩であり、前提条件であると思ひます。

とりわけ、子ども委員からは、内申書とのかかわりで、「つねに評価のまなざしにさらされるストレス」、「不利益をうける心配」がたびたび表明されてきました。このような意見表明と関わる不利益負担の不安感やストレスの除去や、総じて入試情報のオープン化をはかることが求められています。

内申書や入試の制度は、学校教育法レベルでの見直しのほか、高校入試の場合など神奈川県側の対応に依存せざるを得ない点も多く、川崎市としての改善の努力には限界があります。しかし少なくとも子どもや保護者の不利益負担の不安感やストレスの除去のために内申書の開示制度の改善・充実をはかる必要があるでしょう。

川崎市における学校情報の開示については、子ども・保護者への開示広報の不足や開示手続きの問題などもあり、条例がありながら学校内で子どもの開示活動が進まない現状がありました。しかし、前述のような子ども参加の上での意義のほか、内申書については、子どもの進路選択に欠かせない情報へのアクセスとして、また今日の情報化社会にあっては、学校における情報教育、市民教育の課題としても、子どもの市民としての情報アクセス能力の向上も求められているといえます。

そのため、今後、開示請求期間の検討（中学3年の進路選択期間における開示請求）、「校内開示」制の可能性、不服・変更申し立て制の導入、などについて、学校現場、市民の意見も聞きながら検討していきたいと思ひます。

⁶ アクセス：情報を入力したり（知る権利）情報に基づき意見を述べたりできること。

iii) 地域・自治体（子ども施策）への子ども参加

地域・自治体における子ども参加については、すでに川崎市では「子ども・夢共和国」事業、一連の子ども会議や子ども集会などの活動や「子ども権利条例子ども委員会」の活動などがあります。しかし、これまで十分に議論を尽くしていない問題領域であり、私たちとしても課題整理が不足していますが、今後、以下の点が市民との討議の課題になると考えられます。

- * 子ども議会、子ども会議の充実（子どもの意見の尊重・子ども施策への反映、子ども議会への報告義務・「子ども・夢・共和国」事業の支援等）
- * 行政審議会への子ども参加
- * 公共施設における子どもによる使用申し込み・運営制度
- * 公共施設づくり、学校施設づくりへの子ども（保護者・教職員）参加

iv) 意見を表明しにくい場にいる子どもの参加の保障

子どもの権利の実質保障を考えた場合は、以下のような意見表明しにくい場にいる子ども達の参加や権利実現を最大限重視していきたいと考えています。

- * 外国人の子どもの意見表明・参加の機会
- * 施設に入所している子どもの意見表明・参加の機会の保障
- * 学校に行っていない子どもの意見表明・参加の機会
- * 障害のある子どもの意見表明・参加の機会

（2）子どもの権利救済システム実現に向けた今後の検討課題

子ども権利条例により、「権利行使主体としての子ども観」のもとに、子どものさまざまな権利が定められても、実際に子どもが権利を侵害されたとき、それが具体的に救済され回復されなければ、本当の意味で子どもの権利が保障されているとはいえません。それゆえ、子ども権利条例を作るうえで、権利が侵害されたときに救済する仕組みを設けることは、条例の内容の具体的保障という意味で、たいへんに重要になります。その前提として、「権利」や「権利の行使」「権利の侵害と救済」について、子どもとおとなが十分に理解することも必要です。

①子どもの権利についての啓発

i) 子どもの権利についての啓発の必要

子どもの権利救済を図るためには、子どもとおとなが「権利とはなにか」、「子どもが権利を行使することができるのか」、「権利が侵害されるとは、どのようなことなのか」など、「権利」や「権利行使」、「権利侵害」について十分な理解をもつことが必要です。

そもそも子ども自身に「自分には権利がある」との意識がなければ権利の行使ができませんし、「自分の権利が侵害されている」と感じて初めて、権利侵害に対する救済の主張ができるからです。

おとながこれまで無意識に行ってきたことが、じつは、子どもの権利を侵害しているこ

とがあります。子どもも、おとなから「子どもだから」とか「生徒だから」といわれて受けてきた扱いが、本当は子どもの権利を侵害しているのに、「これまでそうされてきたのだから」ということで、それが権利の侵害であると意識しないでいることもあります。子どもどうしても、「いじめ」などの場合では、気づかないで他の子どもの権利を侵害していることもあるのです。権利を侵害している子どもも、自分が権利を侵害されている裏返しとして「いじめ」を行っていることもあるでしょう。こうした場合には、権利を侵害している子どもが、再び他の子の権利を侵害しないようにするための救済も必要になります。

ii) 啓発の方法

それではどのようにして権利について学んだらよいのでしょうか。これまでも川崎市では、人権についてさまざまな取り組みをしてきました。子どもへの啓発は、学校で「子どもの権利条約」についてのパンフレットが配布されたり、またそれを教材にした学習を通じて行われてきていますが、今後はさらに積極的に、児童・生徒向け、施設で生活する子ども向け、外国人の子ども向けなど、子どもが置かれた状況に応じた子どもの権利についてのノートやハンドブックなどを作成し、それをもとに子どもの権利についてより具体的に、自分の問題として学習する機会がもたれてよいでしょう。また、学校などの場で、子どもが暴力などによる権利侵害を受けないようにするためのプログラム（CAP：Child Assault Prevention プログラム）を学習する機会を設けることも検討されてよいでしょう。

また、おとな向けには、P. 32 で述べたように、子どもが権利の主体であるとの認識を深め、「管理の対象としての子ども観」や「子ども甘やかし論」を克服することが課題となるでしょう。

② 子どもの権利を救済する仕組み

i) 相談窓口を総合化し、同時に多様化をはかる

子どもの相談は、内容によってはいくつもの分野にまたがる解決が必要となることがあります。たとえば、学校での体罰の問題などは、教育、法律、医療などの対応が必要となります。こうした総合的な解決をするためには、現在の相談窓口では、個別の相談に対応はできても、他の分野と連携をとるにはふさわしくない面もあります。

そこで、子どもからの相談に応ずるためには、相談窓口をもっとわかりやすくする必要があります。たとえば、子どもからの相談を総合的に受け付ける窓口を設け、相談内容に応じて個別の相談につなげることができるような仕組みなどが考えられます。（もちろん、子どもからの相談が「タライ回し」にされるようなことがあってはなりません。）

他方、個別の相談では、帰国児童・生徒、外国人の子ども、施設で生活する子ども、障害のある子どもなど、それぞれの子どもが、それぞれ特有の悩みをもっていることに注意して、それぞれの問題に応じた専門的な相談窓口と対応方法（カウンセリングなども含めて）を用意しておくことが望ましいでしょう。

このように、子どもの相談窓口については、一方でその総合化を図りつつ、他方で個々の子どもの必要に応じたきめ細かさにも配慮して見直す必要があるのではないのでしょうか。

ii) 機関相互の連携の仕組みをつくる

子どもからの相談の内容によっては、市の機関相互や民間機関との協力が必要となることがあります。その場合には、すみやかに機関相互の連携がとれるような体制が必要となります。たとえば、子育て不安の問題や養育力の乏しい親への援助のためには、児童福祉施設や児童相談所などによる情報の共有と連携が必要になります。児童虐待の問題でも、児童相談所だけで解決できるわけではありません。こうした体制を作るためには、現在の制度がどのように運用されているか、また連携がとりにくいとすれば、その原因は何かなどをまず明らかにする必要があります。その上で、機関相互の連携のあり方とその仕組みについて議論することになるでしょう。

iii) 子ども独自の権利擁護システムが必要

現在、川崎市には、それぞれの子どもの悩みに応じて、さまざまな相談窓口が設けられていますが、それらの窓口は、かならずしも「子どもの権利」の視点から設けられたものではありません。子どもの相談に対する助言やカウンセリングなどによる対応はなされても、子どもがおとなに権利を侵害されているケースでは、子どもの権利救済という視点では行われているとはいえません。もちろん、訴訟や行政不服申立という方法もありますが、実際には訴訟や申立に必要な法的能力や費用などの点で、子どもが利用するのはかなり困難です。

一般に行政による権利侵害に対する権利救済機関のことを「オンブズマン」とか「オンブズパーソン」と呼びます。川崎市にはすでに、「川崎市市民オンブズマン」の制度があります。この制度は、どちらかといえば「おとなのためのオンブズマン」です。

子どもへの権利侵害については、子ども独自の救済システムが必要です。なぜなら、子どもに十分な理解力や知識が備わっていないときには、どの相談窓口に相談したらよいかわからないでしょう。自分がかかえている問題が教育の問題なのか、福祉の問題なのか、家庭の問題なのかがわからないこともあるでしょう。また、自ら助けをもとめる力のない子どもや、権利を侵害されていることを自覚できない子どもは、おとなのように自分で権利救済の申立をすることはできません。権利救済を訴えることにより、反対に加害者から「仕返し」を受けることもあるのです。これらの場合には、子どもの成長に応じて子どもの理解と行動を助け、「その子が必要とするかぎり、その子に寄り添う」役割を担う「付添人」のような人が必要となります。

このような子どもの特性から、おとなとは異なる子ども独自の権利救済システムが必要になります。システムとあわせて、システムを動かす人も重要です。子どもが安心して相談でき、相談しても安全が保たれ、そしてなによりも子どもが信頼できる人による権利救済システムをどのようにして作ったらよいか、を検討する必要があります。

このような権利救済システムを考える上で、子どもからの申立がなくとも救済システム自ら問題を発見できるようにする仕組みや、子どもの意見を代弁する人や代弁する方法なども、あわせて検討すべきであると思われます。

iv) 子どもが直接相談できる「子どもオンブズパーソン（仮称）」の設置

おとなによる子どもの権利侵害――とくに学校、児童相談所などの行政機関や児童福祉施設等による権利侵害など――の場合には、子どもは権利侵害の事実を訴えにくいと思わ

れます（例えば、学校での教員による体罰の問題を、教育委員会の相談窓口には相談しにくいのではないのでしょうか）。

このような子どもの権利侵害の相談では、ある程度行政から距離を置いた機関が相談に応ずるべきでしょう。そもそも、行政機関等による子どもの権利侵害について、行政機関自身が救済を図ったのでは、救済が公平に行われぬおそれがあります。そのため、これらの行政機関等から独立した機関が子どもの権利救済活動に当たる必要があります。このように行政から一定の距離を置き、子どもの権利救済に当たる機関である「子どもオンブズパーソン（仮称）」の設置が検討される必要があるでしょう。

「子どもオンブズパーソン」は、子どもからの直接の相談に応じる機能、関係者への指導・勧告の機能、市への提言機能のほかに、子どもの権利救済に関係する機関に対する調整機能があるといわれています。「子どもオンブズパーソン」が活動するにあたり、権限や組織上の制約から、オンブズパーソン自ら解決にあたるよりも、相談ケースを他の機関の活動に委ねるほうがよいこともあります。こうした場合には、「子どもオンブズパーソン」は、関係機関相互の調整や情報の整理等の機能を果たすことにより、子どもの権利救済を実現することになります。

「子どもオンブズパーソン」を設置するためには、いくつかの課題の検討が必要です。例えば、オンブズパーソンがどのような機能を果たすべきなのか、「川崎市市民オンブズマン」その他川崎市のオンブズパーソンや同じような機能を果たす市の制度（例：児童福祉審議会等）との役割分担をどのようにするか、「子どもオンブズパーソン」の権限は県立高校や私立学校など川崎市が所管する学校以外の学校や民間の児童福祉施設にも及ぶのか、家庭の紛争等にも介入できるのか、その他、調査や勧告の権限の強制力なども重要な検討課題です。また、川崎市の「子どもオンブズパーソン」が直接対応するよりも、それぞれの学校や施設、直接関係する自治体などに独自に設置された「子どもオンブズパーソン」に連絡して、それぞれのオンブズパーソンに解決を委ねることも考えられます。

このように、「子どもオンブズパーソン」の実現には多くの課題がありますが、基本的には、子どもの特性に応じた権利救済システムを作る必要性は大きいと思われます。

v) 子どものための「避難所」(シェルター)を

権利侵害を受けた子どもが、家庭や学校から離れ、安心して生活できる場を作ることも、権利救済システムとして重要なことです。

子どもが親からの虐待を受けたり、親による世話を受けることができない場合などでは、児童相談所の一時保護所を利用することができます。しかし、虐待とはいえませんが、子どもが親や学校、地域で受けた心のキズをいやし、安心できる場所を設けることは、現在の子どもの置かれている状況を考えれば必要なことであると思われます。

子どもの避難所を設けるためには、現在でも一部の「フリースペース」には、ある意味ではシェルター機能をもつものがありますので、こうした場所や児童相談所の一時保護所の役割との調整が必要になります。また、「子どもの居場所」(第4章2(1))と子どもの避難所の関係をどうするかも考えるべき課題でしょう。

(3) 子ども施策の推進・評価に関する今後の検討課題

① 子どもの権利保障と行政施策

i) 子どもの権利と行政施策を考えるときの視点

まず、第2章2(5)であげられた問題点を踏まえて、子どもの権利と行政施策を考えていくときの視点として、三つのことを確認しておきましょう。

子どもの権利保障にとって市の施策は大切だということ——このことは誰でも賛成できることでしょう。子どもの権利の保障は、子どもがいる「場」、あるいは子どもが直接関わりをもっている「場」で、いろいろな人たちによってなされています。それが行政施策である場合、もちろん行政の責任は重大です。また、子どもや子どもに関わる人たちを支援することも行政にとっては重要なことのはずです。さらに、そうした「場」を整えることもおろそかにできないことがらです。行政の施策は、そんなふうに、重層的に行われています。ときに、見えにくいこともあるのですが、子どもの権利保障にとって、市の行政施策はとても大切なものです。

子ども施策は子どもにだけ関わる施策ではないということ——見落としがちですが、このことも大切です。基本的に、市の子どもに関わる施策は、児童福祉行政、教育行政、青少年行政といった形で行われていますが、子どもあるいは子どもの関わる「場」は、それぞれの分野ごとに子どもを隔離する形であるわけではありません。常に、おとなも関わるふつうの社会と連続しています。ひょっとしたらおとなと「場」を共有していることの方が多いのかもしれません。通勤のために通る道路は、子どもの通学路でもあり、子どもが集う公園も、おとなにとって安らぎの場であることがあります。学校や、保育園、幼稚園など子ども専用の場所も、その環境やそれらを地域で支える人たちのことを考えると決して隔離された場ということとはできないのです。そう考えると、児童○○、教育○○、青少年○○ということから視野を広げる必要があるでしょう。

子どもの権利保障には法律単位の行政分野を超えた連携と総合性が必要だということ——三つ目は、総合行政の話です。たしかに、児童福祉行政から見た子どもの姿、学校教育あるいは学校教育行政から見た子どもの姿、青少年行政から見た子どもの姿は、それぞれ法律によって権限づけられた行政にとっては重要な視点です。それがはっきり見えてきて与えられた権限のありようが見えてくることもあるのです。しかし、子どもの眼から見た権利保障のあり方とはどのようなもののでしょうか。そんなことも考えておく必要があります。法律単位ごとの行政分野に特有のことながらもあると思いますが、より深く問題を探っていくたり、あるいは権利ごとに施策を検証してみると、そうした行政分野に収まらないことがらがでてくるはずです。ところが行政は前者一辺倒です。児童（児童生徒あるいは青少年）に関して○○課でやっていることといえば、すぐに行政は答えてくれますが、例えば、「子どもの遊び」に関わってなにをやっていますかという問に対しては、すぐには全部がわからないというのが現状なのです。子どもの権利保障とそのための施策には、むしろ、相互に連携することはもとより、そうした総合的な発想や視点が必要なのです。

ii) 施策の見方についての今後の課題

以上、子どもの権利保障の施策とは、子どもにだけ関係のある施策にとどまらず、一見子どもと関係のなさそうなことまで含めて見ておく必要があるということ、そして法律単位ごとの行政分野にとどまっていたはだめだということを書きました。さて、それでは、どのような指標で子どもの権利保障を考えていけばいいのでしょうか。とても大切なことですが、今後の課題として残されています。権利ごとの施策体系、子どもが関わる場ごとの施策体系、子どもの年齢、成長段階にあわせた施策体系などいくつかの指標が考えられますが、現実の行政組織や施策のあり方とのかねあいも含めて子細に検討する必要があります。

② 子ども施策の推進と評価・監視のしくみ

子どもの権利保障にとって、市の施策がとても重要な役割を果たすことは、上に述べたとおりですが、それが効果的に行われるためのしくみを整えておくことが必要であると考えています。何よりも川崎は他の市と比べても大きな市です。行政は工夫をこらさないと縦割りになりがちですし、また必ずしも子どもを専門的に扱っている組織だけの問題ではないということも考えあわせると、子どもの権利保障のための施策が効果を持つためにはそれ相当の工夫が必要であると思われます。①施策の推進のしくみ、②検証・評価、監視のしくみ、そして③それを支える組織・体制、この三つが大切であると考えています。

施策推進のしくみ——子どもの権利保障にとって意味のある「場」は、身近な場の重なり合いでもあります。そこで、まずは、身近な場にできるだけ近いところですぐに決定できるようにしたり、あるいは総合的に調整し、推進できるようにするという意味で、区制度の活用が重要であるように思われます。市全体の組織が縦割りであっても、区では総合的にやらざるを得ない現実があります。もちろん、市全体の組織が縦割りのままでいいなどというつもりはないのですが、区の権限のあり方を含めて、子ども施策の総合化の出発点に据えられないだろうかと考えています。それは分権の目指す「地域の自己決定権の拡充」の課題とも一致します。

次に、施策の推進のために考えておく必要があることとして、広報があります。ときに子どもは権利あるいは権利侵害に気づかないでいるということがあります。権利侵害であるとはっきりと意識できること、権利の保障のためにはいろいろなことが用意されていること、そうしたことを子どもや子どものまわりにいる人たちが意識できることが大切です。そのためには、効果的な広報あるいは啓発の仕方が工夫される必要があります。せっかくしくみを作ってもそれが利用されなかったり、省みられないのでは意味がありません。しくみ自体が利用しやすいものである必要があるということはもちろんのこと、しくみを利用しやすくするための情報提供、さらに情報の届かない子どものことも想定した有効なやり方が求められます。

関係者への研修も重要です。市が行った特別調査でも、「子どもの権利条約」の一般の認知度は決して高いものとはいえません。また、学校関係者や施設関係者ですら、いろいろな情報が提供されているはずなのですが、実際に聞いてみると、条約に目を通していな

いということもしばしば聞かれます。権利に対する考えを共有することが大切であるということは前述したとおりですが、こうした現状をふまえると、考え方を共有するために対話を重ねることとは別に、研修に力を入れる必要があります。その場合も、子どもの権利の総合性に鑑み、関係者のいろいろな組み合わせも工夫しながら効果的にそれが行われる必要があります。また、特に子どもと関わりの深い関係者は、ときに子どもに対して説明責任を負わなければなりませんし、ときに子どもの権利保障のためのコーディネートをする必要もでてきます。全体のしくみをふまえて研修もまた工夫される必要があります。

さらに、もっと有効な何か別の手だてはないだろうかと考えているところです。それから、施策を推進するにも、基礎データが必ずしも総合的な視点で集められていないということも気にしておく必要があります。子どもの権利にとって有意義なデータの収集、調査のあり方を考える必要があります。

施策の検証・評価、監視のしくみ——子ども施策の推進のためには、担当者に権限を与えて方向づけをしておけばそれでよいということにはなりません。現実の子どもに即応しなければいけませんし、子どもあるいは子どもの権利の性質や私たちの認識の程度から考えると気づかないでいることも多いように思えます。権利という指標に照らして、これから「はっ」と気づくことも多いはずです。その意味で、施策の推進に直接働きかける工夫の他に、施策や小さなことを含めてその場その場のことがらが、総合的にそして効果的に行われているかどうかを検証し、評価し、それを監視するしくみが必要になってきます。そして、さらに救済機関で取り扱われた内容を一般問題に反映させるように、それを生かしていくことも大切なことです。以上のようなことを実現するために、たとえば、川崎版の「子ども権利委員会（仮称）」といったことも考えられます。

川崎版子ども権利委員会とは、「国連子どもの権利委員会」の各国審査からヒントを得たものですが、たとえば次のようなものを考えています。まず、行政が、総合的な子どもの権利保障指標に基づき、施策によって促進された点、施策の障壁になっている点や今後の課題などを含めて自ら子ども施策の評価を行い、市子ども権利委員会に提出します。作成に当たっては、市内外のNGOと対話をして問題意識を深める必要があります。できた評価書はNGOに送付されるとともに、市民に公表されます。NGO及び市民はそれを検証し、委員会宛に市の評価についてレポートを提出します。委員会は、NGOや市民とともに関係各部署を一同に集めて、問題点の指摘と改善策について対話を行います。そして、勧告や改善点の指摘を含めて結果をとりまとめ市長および教育委員会に答申します。市長はそれを議会に提出するとともに、市民に公表します。また委員会は議会での質疑に応じることとします。そして、一定の期間をおいた上で、勧告等を受けた機関は、どのような措置をとったかについて委員会に報告を行い、それを公表します。

この案は、検討段階の案の一つですが、このような子ども施策の検証・評価、監視のプロセスに子ども自身が参加できるようにしくみや情報などについて配慮が必要です。また、こうしたしくみを作るに当たっては、評価・検証のための指標を確立する必要があるでしょう。また、個別の救済をはかる救済制度とも有機的な連携をはかる必要があります。

組織・体制の整備——子どもの権利保障のための総合行政を推進していくためにはその

組織・体制を見直す必要があります。とりわけ、子どもの「場」と責任の範囲を共有しやすい区制度の改革が必要となるでしょう。また、市全体としても、子どもの権利保障の指標に応じた、有機的で、融通性のある、総合的なしかも責任ある行政組織、体制であるべきです。もちろん、実際の組織を問題にあわせてその都度、組み替えていくということはありませんから、少なくとも、指標に応じて、状況を把握し、適切な措置がとれる体制・組織のあり方を工夫をする必要があります。そのために子どもに関して統括する部局を設置することも検討すべきでしょう。

③ 条例化に向けての作業

さて、以上のようなことをふまえて、条例化に向けて必要な作業ですが、「条例に取り入れるべきこと（条例がなければできないこと）」、「条例があった方がより推進されること」、「条例がなくても現に取り組まれていてさらに進めてほしいこと」を見定めながら進める必要があるということ、まず指摘しておきたいと思います。そして、その上で、さらに、次のことが重要です。

i) それぞれのしくみの具体的なあり方の検討

それぞれのしくみには、さまざまなことが含まれますが、「推進のしくみ」については、区制度を念頭に置いた施策の総合化と推進の具体的なイメージ、有効な広報・啓発のあり方、情報提供の方法、研修のあり方や方法など、体系的に整理すると同時に、新たな方策を含めてそれぞれの中身を具体的に考えていく必要があります。

「評価・検証、監視のしくみ」については、川崎版・子どもの権利委員会のあり方と検証方法を、救済のシステムとの連携も考えながら検討する必要があります。

「組織・体制」については、区制度の位置づけと権限のあり方を検討した上で、全体として、総合行政のための組織の見直しを、子どもを統括する部署の設置を含めて検討する必要があります。

ii) 総合的子ども施策の指標および評価・検証の指標の確立

以上のようなしくみの中で要になってくるのは「指標」です。とりわけ、施策の推進、子どもの権利保障が十分になされているかどうかについて評価・検証するための指標の確立は、とても難しい作業であると同時に、とても大切なことです。そこで、今後のスケジュールとしては、現在の市の子ども施策のモデル検証作業を行うことから始めたいと思っています。モデル検証作業を通じて、検証分野を定め、検証項目、検証指標を確立します。そして、でてきた課題を子ども施策への提言として生かし、同時に権利として確定できるものについては条例への記載を提案します。

○子ども施策の推進のための概念図

